



タイトル

生活保護ケースワーカーによるケース記録の不適切な記載について

項目(あてはまるものすべてにチェック)

イベント・会議等の事前周知依頼

イベント・会議等の取材依頼

イベント会議以外の事業の周知依頼

参加者募集の告知依頼

その他()

全 枚(本紙含む)

<概要>

○平成28年度から平成29年度にかけてケースワーカーがケース記録に生活保護者の「来庁」・「電話対応」を「家庭訪問」とする不適切な記載を行っていた。本年度より担当になった別のケースワーカーが家庭訪問をしたところ、別人が居住しており、当該生活保護者は2年前に退去していることが判明した。(不正受給に当たるかどうか現在調査中)

平成29年に家庭訪問を2回行っていたが、いずれも不在であったため、退去の事実を発見することが出来なかった。

※生活保護のケースワーカーは、生活保護世帯に対しては、定期的に家庭訪問を行い、世帯の状況を把握することとなっており、また、生活保護者は、就労・転居など生活状況に変更があった場合に報告義務がある。

○このほか、庁内で調査したところ、同様に生活保護者の「市役所来庁」を「家庭訪問」として記載していたケースが7ケース(ケースワーカー5人(うち1人は上記ケースワーカー))あったが、訪問計画に基づいて居住実態を確認しており、不正受給に関わるケースはなかった。

○今後は、再発防止対策として

- 1 生活保護者に対する家庭訪問等の意義・必要性について研修を実施する。
- 2 家庭訪問報告において、家庭訪問が行われた事実の確認方法として公用車の走行距離を報告書に記載するようにする。

○市長コメント

この度の行為は、信頼を損なう行為であり、市民の皆様には大変申し訳なく、お詫び申し上げます。引続き十分な調査をしたうえで実態をきちんと解明していきます。

(参考)

○つくば市の生活保護の状況

世帯数 889世帯 生活保護者数 1,073人(平成30年3月現在)

生活保護費 1,994百万円 (平成29年度)